ルールについて考えよう



法務省 法教育プロジェクトチーム 公法分野・高校生編

憲法については、その基本原理として国民主権や基本的人権の尊重が定められ、それらの基本原理を実現するために民主主義や立憲主義という理念を具体化するための統治制度が定められていることについては、すでに学んでいることと思います。

これらの原理や理念は、国民が国家権力に不当に干渉されることなく自由に生きて行く上で、とても大切なものであります。

そのため、このような重要な原理を定めた憲法は、最高法規とされ、憲法に違反する法律を国会が立法したり、行政機関が権限を行使したりすることは許されませんし、無効であるとされています(憲法98条1項は、このことを確認したもので、国家権力の行使が、国民主権や基本的人権の尊重を定めた憲法に基づかなければならないという立憲主義を示した。)

他方で,このように重要な法でありながら,憲法は,内容が抽象的であることや,日常生活の中で,その必要性を感じにくいことから,本当の意味でこれを理解するのは難しいとの印象を持たれている人もいると思います。

そこで、本日は、憲法の条文について解説をするのではなく、これらの憲法が定める基本原理、つまり、国民主権や基本的人権の尊重、さらには三権分立等について、身近な事例から、みなさんに考えてもらい、憲法に対する理解を少しでも深めてもらえればと思います。

それでは、以下の設例に従って、それぞれの問題が、憲法の基本原理等とどのような関係にあるのかを意識しながら考えていきましょう。

2設例

設例をわかりやすくするため、人口が少ない架空のA町を想定します。

A町は、人口が50人程度の小さな郊外の田舎町でした。

この町には、町内会がありましたが、小さな町で住民が皆顔なじみで親しかったので、町内会の役員も持ち回りで何となく決まっていましたし、町内会規則もありませんでした。

住民は、皆助け合って仲良〈暮らしていたので、トラブルもほとんど起こりませんでした。

そのA町に、最近になって大きな団地が建てられ、その団地には、新しく都市部から引っ越してきた沢山の住民が暮らすようになり、その団地の住民(以下では、この新しく町に移り住んだ住民のことを「新住民」と呼び、それまでの住民のことを「旧住民」と呼びます。)の数は、今までの住民の数より多い、100人近くとなりました。

このように新住民が増えたことで、旧住民との間で、様々なことについて意見の対立が 起こるなどしてトラブルが増えてきました。

そこで、そのようなトラブルに対応するために、それまで作られていなかったA町の町内会規則を作ることにしました。

みなさんが, このA町で旧住民あるいは新住民であったとして, どのような方法で, どのような内容の町内会規則を作ればよいのか, 以下の設問に従って, 考えてみてください。

3町内会規則の作成について

まず町内会規則を作る方法について、誰が、どのような方法で作れば良いのかという、 規則を作るための手続の在り方について考えてみましょう。

- 1. 以下の各方法で町内会規則を作る場合に、どのような長所や短所があるでしょうか? それぞれの長所や短所を指摘してください。
 - ア 旧住民ばかりで構成された町内会の役員が相談して規則を決める方法
 - イ 町で一番の資産家の甲さんが、1人ですべての規則を決める方法
 - ウ 住民全員が集まって、その全員の意見が一致する場合にのみ、規則を決める方法
 - エ 新旧の住民全員が集まって、その全員の多数決によって、規則を決める方法
- 2. 以上のような問題点を踏まえて、A町では、別紙1のとおりの方法で、町内会規則を作ることにしました。

A町が、別紙1の方法で町内会規則を作ることに決めたのは何故でしょうか?別紙1の方法では、1. で考えた短所が克服されているのか、また長所が活かされているのかどうかという視点から検討してみてください。

別紙1

A町における町内会規則作成の手続についての規則

- 第1条 町内会規則は、A町の旧住民から選ばれた2名の代表者(代表者の選び方は旧住民が自由に決める方法とする。)及び新住民から選ばれた4名の代表者(代表者の選び方については新住民が自由に決める方法とする。)の合計6名の代表者が決めることとする。
- 第2条 町内会規則の内容は、前条で選ばれた合計6名の代表者の協議を経て、その全員一致により決める。ただし、同規則の1か条分を決めるために協議した期間が、延べ1か月を超える場合には、当該1か条については、全代表者の3分の2以上の議決で決めることができる。
- 第3条 町内会規則を議決する場合には、全代表者が出席していなければならず、1人でも欠席していた場合には、議決できない。
- 第4条 第1条の代表者に欠員(1か月以上の長期の欠席者を含む)が生じた場合には、改めて同条で定めた方法により代表者を選ぶ。
- 第5条 この規則は、最初の町内会規則が作成された時点で、効力を失う。

次に、町内会規則の内容について、どのような内容の規則を作ればよいかを考えてみましょう。

1. 前記別紙1の規則第1条の方法により決まった代表者達(以下「代表者達」といいます。)は、以下の各事項については、町内会規則では決めるべきではないとして話がまとまりました。

なぜ、決めるべきではないのでしょうか?

- ア 各住民の今後の職業の在り方について、農家の跡継ぎ不足から、一定割合の住民については、農業を営むこととすると決めること
- イ 町内会が管理する自然公園の利用を、女性について禁止すること
- ウ 町内会規則を改変する権限のある役員を決める役員選挙の投票権を一定以上の 年収がある者に限定すること
- 2. 他方で、代表者達は、以下の各事項については、町内会規則で決めることも可能であるとして話がまとまりました。1. との比較で、どうして以下の事項は決めることが可能であると話がまとまったのでしょうか?
 - エ 各住民の町内会における今後の役割分担及びその分担者を決める方法を決めること
 - オ 町内会設置の公衆トイレを男女別々のものとすること
 - カ 上記ウの権限のある役員を決める役員選挙の投票権を18歳以上の者に限定すること

以上を踏まえて、結局、町内会規則のようなルールを作る場合の手続やその内容を決める際に、何が必要不可欠なのでしょうか?

町内会規則での議論を前提として、より一般的なルール作りにとって必要不可欠な事柄 が何かを考えてみてください。

- 1. ルールを作る手続を決めるために不可欠な事柄は何か?
 - CF 公平性 → 平等な民意の反映 不必要な遅延を招かないこと 独裁的ではないこと、不合理ではないこと等々
- 2. ルールの内容を決めるために不可欠な事柄は何か?
 - CF 個人の尊厳を侵害する内容ではないこと(職業選択の自由等) 不合理な制限を課するものではないこと(不平等) 社会通念, 常識に従った制約や内容であること(住民から支持される必要性)等々
- 憲法における立法の手続や立法内容の在り方についての規定も、今まで考えていただいた事柄を踏まえた内容になっているので、みなさんが憲法の条文を読む際には、今まで考えていただいた事柄がどのように実現されているかという視点を持ってみてみてください。

4町内会規則に従って、実際に町 で起こった問題を解決する方法

別紙1の手続に従って、別紙2のとおりの町内会規則(以下単に「規則」ともいいます。) が作成され、町内会規則作成のために選ばれた代表者達も解散しました。まず別紙2の規 則に従って、以下の問題に対して、それぞれ町の住民として、どのような対応が採れるの かを考えてください。

なお、考えた対応策が、別紙2の町内会規則の何条何項に基づくものかも併せて考えて みてください。

- 1. 児童公園において、深夜零時ころまで、毎晩のようにバンドの練習をしている数名の若者がおり、そのために付近で暮らす住民が夜も良く眠れない場合に、当該住民は本規則に基づいて、どのような対応が可能でしょうか?
- 2. 本規則に定められていないゴミの出し方についての事例です。 ある住民Aは、毎回、生ゴミなどのゴミを収集日の朝ではなく、前日の晩からゴミ置き場に出 していたために、夏場等には、悪臭が出たり、カラスがたかってゴミを荒らすなどしていまし た。そのため、ゴミ置き場付近の住民の多くが不満を持つようになり、住民Aに対して注意し ましたが、住民Aはその注意を聞かずに前日の晩にゴミを出すことを繰り返していました。こ の事例に基づいて以下の小問に答えてください。
- (1) 上記事例で不満を抱く住民らは、住民の不満を解消することが規則監視委員の仕事であるとして、規則監視委員に対して、住民Aを注意し、それでも続けるようであれば、規則第4条1項の(2)の利用禁止の罰を与えてほしいと訴えました。そのような不満を抱いている住民が、町の住民の多数派であったとして、規則監視委員はどのように対応すべきでしょうか?
- (2) 他方で、みなさんが、不満を抱く住民であったとして、本規則に従って、いかなる対応が 採れるのでしょうか?

別紙2

A町の町内会規則(抄)

(町内会の役員の選出方法について)

第1条

- 1 町内会の役員は,6名とする。
- 2 役員の任期は、1年とする。
- 3 役員は、毎年3月末に実施する、住民の選挙によって選ぶ。ただし、役員に欠員(1か月以上の長期の欠席を含む)が生じた場合には、その欠員が生じた後すぐに、その欠員を補充するための選挙を実施する。
- 4 上記3の選挙は、18歳以上の住民が投票する方法により行う。

(町内会の構成)

第2条

- 1 町内会には、以下の各機関を置くこととする。
- (1) 役員会(役員によって構成されるものとする)
- (2) 規則監視委員会(規則監視委員によって構成されるものとする)
- (3) 調停委員会(調停委員によって構成されるものとする)
- 2 規則監視委員は、住民の中から役員会が指名し、その指名に同意した住民について、役員会が任命する。規則 監視委員の定数は、10名とする。
- 3 調停委員は、役員会が依頼した弁護士がなるものとする。 調停委員の定数は、3名とする。
- 4 各委員に欠員が生じた場合には、・・(省略)・・

(役員会の権限等)

第3条

- 1 役員会は、以下の権限を有する。
- (1) 本規則において定められた権限(例, 第2条の規則監視委員の指名・任命権, 第7条の規則改廃権等)
- (2) 役員及び規則監視委員の罷免権限
- (3) 住民の過半数の同意を得た上での、調停委員に対する依頼解除の権限
- 2 役員会は、以下の任務を有する。
- (1) 住民からの請願に対して、誠実に対応して処理するよう努めること

中略

- 6 役員は、次の場合には、役員会の決定により罷免することができる。
 - (1) 正当な理由なく役員会を2度以上続けて、欠席した場合
- (2) 役員としてふさわしくない非行があった場合

(規則監視委員の権限及び報酬等)

第4条

- 1 規則監視委員及び同委員会の権限
- (1) 規則監視委員は、本規則に違反する者がいるかどうかを監視し、違反者に対して注意する権限を有する。
- (2) 規則監視委員会は、規則監視委員から2度以上、規則違反を注意された住民に対し、注意した同委員の申立てに基づいて、特にその違反の事情が悪質であると認めた場合には、その違反者の町管理施設の利用を禁止させることができる。禁止できる期間は、1年以下とする。
- 2 規則監視委員の任務
- (1) 規則監視委員は、本規則を公平かつ誠実に執行するとともに、第5条第1項の調停委員会の裁定に従うものとする。
- (2) 規則監視委員が、本規則又は裁定に違反した場合には、役員会により罷免される。
- 3 規則監視委員の報酬について(省略) 以下省略。

(調停委員会の権限等)

第5条

- 1 調停委員会は、本規則の解釈適用に関して争いが生じた場合に、その解釈適用を決定し、その決定に基づいて処分する権限(この権限のことを「裁定」と呼びます。)を有する。
- 2 調停委員会は、上記の争いがある住民のうちの一方又は双方の申立てがあった場合に開くものとする。
- 3 住民は、本規則に基づいて設置された委員会等の機関の処分に不服がある場合には、調停委員会に対し、その処分の見直しを求めて訴えを提起することができる。

(住民の生活に関わる定め)

第6条

- 1 町内会主催の行事の決め方について(詳細は省略・以下詳細な記載がない場合には同様に省略したものとする。)
- 2 町内会費の収集方法について

5 町管理の自然公園の利用方法について

- (1) 自然公園の直ぐ隣は新住民が暮らす団地であるため、同公園において、夜10時以降に、騒いだり、大きな音を立てたりしてはならない。
- (2) 自然公園には、門扉等がないため、夜10時以降も入園禁止とはできないが、出来る限り、入園を控えること。

以下略

(本規則の改廃について)

第7条

- 1 本規則は、役員会の全員一致により改正し、又は廃止することができる。
- 2 以下省略

3. 上記2の事例で、役員会により、規則が改正され、規則第6条10項として、「以上のほか、各住民は、他の住民の著しい迷惑にならないよう生活するように努めること。」との規定が付け加わりました。

そこで、多数の住民は、改めて規則監視委員に対し、住民Aに対する注意及び場合によっての罰則の適用を訴えたところ、今度は同委員も規則があることから、住民の訴えを聞き入れ、住民Aに対して、規則違反と注意しました。

しかし、住民Aは、明確に理由を述べることなく、2度、3度と繰り返しゴミ出しについての規則違反を繰り返したため、規則監視委員会は、住民Aに対して罰則として規則第4条1項の(2)に基づいて病院を含む町管理施設の利用を1年間禁止することにし、その旨通告しました。

1

この事案で、実は住民Aは睡眠障害の持病があるために早朝に起床が困難な上、 頼れる身内もいないことから、仕方なくゴミを前日の晩に出しているという事情を知っ ていた住民Bであるあなたは、住民Aが罰則まで受けるのは哀れで何とか助けたいと 思いました。

多数の住民は、不満を抱いており、住民Bが事情を話しても、「それは関係ない。なら住民Aが親類に頼むなどすれば良いことです。」と冷たい反応でした。

住民Bとしては、住民Aに対する罰則処分が重すぎると感じており、その処分を取り 消すなどしてもらいたいと思っていますが、本規則に従って、どのように応対ができる でしょうか?